東美濃観光パスポート企画・運営業務委託 仕様書

1. 事業の背景

リニア沿線7市町(多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町)には、馬籠宿・恵那峡などの県内を代表する観光資源、中山道・地歌舞伎と芝居小屋などの歴史資源を多く有している。また、令和9年にリニア中央新幹線岐阜県駅が中津川市内に設置されることから、岐阜県の東の新しい玄関口として周遊滞在の拠点となることが期待される。

一方、観光入込客統計調査によると観光客の多くが1地点滞在に留まっており、7市町の観光施設・観光事業者の連携による周遊滞在時間増加が課題となっている。そこで、県と沿線7市町の行政・観光協会が連携し、平成29年7月に広域観光推進組織「東美濃歴史街道協議会」を立ち上げ、同年9月より7市町を対象エリアとした「東美濃観光パスポート」を実施した。

2. 事業の目的

本事業は、これまでの取組みを踏まえ、東美濃歴史街道エリア7市町の更なる広域的な周遊滞在、観光消費額の増加を目的に実施する。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

4. 観光パスポート実施要件

観光パスポートは以下の要件に沿って行うこと。

(1) 実施期間

令和2年6月~令和3年2月

(2) 実施方法

「平成31年度(令和元年度) 実施概要(別紙1)」を参考として実施すること。

5. 業務内容

(1) パスポート発給施設、景品応募箱設置場所の確保

観光パスポートの発給を行う施設を確保すること。

①施 設:7市町の観光案内所、道の駅、宿泊施設及び県内外の情報発信拠点、観光パスポート参加 施設 等

②箇所数:100施設程度

観光案内所及び道の駅には、集めたスタンプ数に応じた景品を応募する応募箱を設置すること。

なお、平成31年度(令和元年度)に引き続き参加する施設については、昨年度使用した応募箱を継続使用することも可とするが、破損等により交換が必要な場合は適宜対応すること。ただし、引き続き使用する場合はデザインを変更すること。

(2) パスポート参加施設の募集・確保

7市町で、参加者がパスポートを提示した際に利用料金の割引等の「おもてなし特典」の提供及びスタンプの押印を行う施設を募集・確保すること。なお、平成31年度(令和元年度)参加施設には参加意向確認を実施すること。

①施設区分:平成31年度(令和元年度)対象施設に加え、「岐阜の宝もの」「明日の宝もの」や「飛騨・美濃すぐれもの」など、岐阜県のブランディングに効果的と考えられる箇所(区分)があ

れば提案すること。

公共交通機関の利用を促進する施設を提案すること。

※イベント会場などの期間限定の箇所に設置することも可とする。

②箇所数:400施設程度

(3) ツールの製作

観光パスポートの実施にあたり、必要なツールを製作すること。

- ① 観光パスポート(スタンプ押印台帳及びガイドブック): 2万5千部
 - ・
 勒などで容易に持ち運びが出来るサイズで提案すること。
 - ・パスポート発給施設、参加施設、周辺観光情報等を紹介する内容とし、参加施設は各施設を写真付で紹介すること。
 - ・スタンプ押印台帳のみ応募できるよう、切り離し線等の配慮を行うこと。

② スタンプ:400個

- ・昨年度制作したデザインと新たに制作するデザインの両方があっても困惑しないよう配慮して作成すること。 (サイズ:300mm 角、「平成31年度(令和元年度) ツールデザイン(別紙2)図 1参照」)
- ・平成31年度(令和元年度)に引き続き参加する施設については、昨年度使用したスタンプを継続使用することも可とするが、破損などにより交換が必要な場合は適宜対応すること。

③ パスポート発給施設、参加施設PRツール

- ・対象施設が観光パスポートの対象施設と参加者にPRするための以下のツールを製作すること。
- ②幟:400枚
- ②ステッカー:400枚
- ・平成31年度(令和元年度)に引き続き参加する施設については、昨年度使用したPRツールを継続使用することも可とするが、破損などにより交換が必要な場合は適宜対応すること。

④ 本企画をPRするための効果的なPRツール

7市町を訪れた旅行者等に本企画を認知していただくために効果的なPRツールを製作すること。

- ①チラシ (A4版):5万部 (両面、フルカラー)
- ②ポスター (B2版):700枚 (フルカラー)

⑤ ウェブページ

観光パスポートの仕組み、発給施設、参加施設の情報に併せて、7市町の観光情報やイベント情報をPRするホームページを製作し、効果的に運営すること。

(4) 景品の手配

観光パスポートのスタンプ押印数に応じて、参加者に7市町の特産品、宿泊券などの景品をプレゼントすること。

- ①集めたスタンプ数により景品内容に段階を設けること。
- ②景品購入金額は50万円を上限とすること。
- ③上記に加えスタンプ押印箇所、おもてなし特典提供箇所に提供協力を仰ぐこと。

(5)情報発信の実施

メインターゲットとなる名古屋圏での認知度をあげるために、雑誌等を活用した情報発信やイベントでの PRなどを提案・実施すること。

(6) 観光パスポート発給数増に向けた取組み

県又は7市町が推進するイベント等での発給や観光パスポート付の旅行商品の造成など、発給数を増やす取組みとして効果的な方法を提案・実施すること。

(7) 観光パスポート応募数増に向けた取組み

ウェブページや県又は7市町で開催されるイベントでの情報発信など、応募総数増に向けた取組みとして効果的な方法を提案・実施すること。

(8) 動態動向分析

観光パスポートの発給、景品応募者等の動態・動向の分析を行うこと。

(9) 観光パスポート事務局の運営

観光パスポート事務局の運営を行うこと

- ① 対象施設への必要なツールの発送
- ② 運営マニュアルの作成
- ③ 参加者の問い合わせ対応
- ④ 観光パスポートの発給数の管理
- (5) 観光パスポートの景品応募者の情報管理
- ⑥ 観光パスポートの発給、動向分析
- (7) 効果的な情報発信の実施
- ⑧ 応募の受付、景品の発送

6. 事業実施体制について

事業実施に当たっては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

7. 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画(実施体制、事業内容、スケジュール等)を制作し、県に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること。

8. 業務実施状況の報告

受託者は、県の求めがあった時は、速やかに業務実施状況を報告すること。

9. 業務完了後の提出書類

受託者は、事業終了後すみやかに以下の項目を含んだ事業実績報告書を2部、電子データ (DVD) を2部 提出すること。

- (1) パスポート発給施設一覧
- (2) パスポート参加施設一覧 (おもてなし特典の内容も含む)
- (3) ツール (実物、デザイン、画像)
- (4) 景品一覧

- (5) 情報発信実績
- (6) 観光パスポート発給数増に向けた取組み実績
- (7) 観光パスポート応募総数増に向けた取組み実績
- (8) 分析結果
 - ① 観光パスポート発給(地点別)
 - ② 観光パスポート発給数
 - ③ 景品応募者の動態・動向分析

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を 効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができ る。

(2) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成 10 年 岐阜県条例第 21 号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成 11 年岐阜県規則第 8 号)及び別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

(5) 著作権の譲渡等

別添「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

11. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

12. その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集する ときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に 提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

- 第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に 従事させなければならない。
- 6 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウエアをインストールしてはならない。
- 9 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状

況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて 返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約 が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第9 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次 の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方と の契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等 を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。) は原則として認めない。ただし、やむを得ない 理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものと する。

- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に 代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の 取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第7に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

- 第12 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に 基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得 る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

- 第13 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第14 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。
- 注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

著作権等特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法 (昭和45年法律第48号) 第2条第1項第1号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利 (以下「著作者人格権」という。) 及び同法第21条から第28条までに規定する権利 (以下「著作権」という。) は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
 - 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権 が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第 27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。
 - 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「印刷製本物等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物(Adobe Illustrator 形式等の編集可能な形式でDVD-R等に保存したもの)を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。